

令和5年度住民税非課税世帯に対する 支援給付金（7万円追加給付分）のご案内

住民税非課税世帯支援給付金（7万円追加給付分）は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響により特に負担が増大している方々に支給する追加給付金です。

追加給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**（1回限り）

支給対象世帯および支給手続き

支給対象世帯は...

- ・ 世帯全員が令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯
- ・ 令和5年12月1日時点で、小山町に住民登録をしている世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は、**今回**対象外です

支給方法は...

住民税非課税世帯支援給付金（3万円）を

[A] 小山町から
口座振込で受給した世帯等

[B] 小山町以外から受給した世帯
または 受給していない世帯等

支給のお知らせを郵送します。
原則、手続きは不要です。 **[A]**



確認書を郵送しますので、内容をご確認のうえ、返信してください。 **[B]**

※**[A]****[B]** 各支給手続きの詳細は、裏面をご確認ください。

◆支給の手続き◆ ー詳細ー

[A] 支給のお知らせが郵送される世帯

小山町から「住民税非課税世帯支援給付金(3万円)」を口座振込で受給した世帯

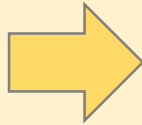
※親の扶養になっている学生や子の扶養になっている親世帯等は、今回該当しません。

◆小山町が「住民税非課税世帯支援給付金(7万円追加給付分)支給のお知らせ」を郵送します。

手続き不要で、記載されている口座に令和6年3月5日(火)頃に振込みをする予定です。

なお、

- ① 支給口座を変更したい方は…
(支給口座登録変更の届出書)
- ② 支給を辞退する方は…
(受給辞退の届出書)



令和6年2月16日(金)【必着】
までに届出書を提出してください。

[B] 確認書が郵送される世帯

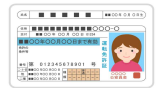
「住民税非課税世帯支援給付金(3万円)」を

- ① 小山町以外から受給した世帯
- ② 現金で受給した世帯
- ③ 受給していない世帯
- ④ 受給後世帯主変更になった世帯等

◆小山町が「住民税非課税世帯支援給付金(7万円追加給付分)支給要件確認書」を郵送します。

内容を確認して、返送してください。

(※口座確認・本人確認等の書類の写しが必要な場合があります。)



【確認事項】

◎世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいないこと。

【提出期限】

● **令和6年5月31日(金)【必着】**

※上記の期限までに提出されない場合は、本給付金の受給を辞退したとみなします。



住民税非課税世帯支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに県・小山町や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、小山町福祉長寿課または最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

小山町役場 1階 福祉長寿課 「住民税非課税世帯支援給付金」窓口

☎ 0550-76-6661 受付時間 9:00~17:00 (土日祝を除く)